

令和3年12月23日

糸満市長 當銘 真栄 殿

糸満市立認定こども園在り方検討委員会
委員長 金城 毅

糸満市立認定こども園在り方検討委員会最終報告について

本委員会において再検証を行っている糸満市立認定こども園在り方計画について、別紙のとおり最終報告をします。

糸満市立認定こども園在り方検討委員会最終報告

令和2年3月に策定された糸満市立認定こども園在り方計画について、令和2年12月3日に本委員会を立ち上げ再検証を行いました。

令和2年度は、計2回の委員会を開催し、「潮平こども園について、利用ニーズの高い放課後児童クラブ等への活用を早期に検討していただきたい。」との中間報告を行いました。

令和3年度は下記のとおり計3回の委員会を開催し、各委員の意見を踏まえ以下の事項が決定されました。

【決定事項】

(1) 令和2年3月報告の「意見書」について

当初、計画書策定時の「意見書」において、「1. 市立園拠点園の再編について」以外の7項目（2. 公私連携園の指導監督～8. 教育・保育の質の向上や確保について）については、今回の再検証においても留意して推進することを要望する。

(2) 再検証後の市立園拠点園の再編について

保護者説明会の意見等を踏まえて議論した結果、当初の計画を基本としながら移行園、移行時期については見直しを行ない、「3～5歳の施設（糸満南こども園・西崎こども園）のうち1施設、0～5歳の施設（喜屋武こども園・真壁こども園・兼城こども園）のうち1施設（又は2施設）を公私連携の対象とし、移行時期を令和6年4月以降とする。」案で概ね了承することとなった。

最終的な決定においては、別添資料「各公立こども園の状況」ならびに、各園の職員配置計画等各種データについて今一度確認し、糸満市にとってより良い方向を追求した上で決定し推進すること。

【再検証後の再編案の決定理由】

市立園を3園に集約することは、計画書策定時の委員会の中ですでに了承を得ている。それを踏まえ、教育・保育に関する課題は地域によって異なり、公の役割としては、それらを市の施策に反映させる為、課題を吸い上げる機能としても重要であることから、都市部にも公立園を1園残す必要がある。

また、移行時期については、閉鎖している0歳児クラスの早期受入れ再開と、移行園の在園児に対する負担を最小限にすることの兼ね合いから、現在の3歳児が卒園した後の令和6年4月以降が適当である。

【委員会開催状況】

令和2年度

	開催日	議事内容
第1回	令和2年12月3日	(1) 糸満市立認定こども園在り方計画書について (2) 公立こども園の現状について
第2回	令和3年3月18日	(1) 公私連携幼保連携型認定こども園への移行の流れについて (2) 市立潮平こども園の今後について

令和3年度

	開催日	議事内容
第1回	令和3年5月31日	・移行園及び移行時期について

【保護者説明会（参加者：保護者、教育保育関係者）】

令和3年10月4日（月）	喜屋武こども園	参加者	13名（うち保護者13名）
令和3年10月6日（水）	真壁こども園	〃	17名（〃12名）
令和3年10月8日（金）	糸満南こども園	〃	23名（〃17名）
令和3年10月11日（月）	西崎こども園	〃	22名（〃14名）
令和3年10月13日（水）	兼城こども園	〃	21名（〃15名）
令和3年10月17日（日）	糸満市役所	〃	6名（〃2名）

計：102名（〃計：73名）

※保護者説明会は当初、7月上旬の開催予定でしたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言（5月23日～9月30日）の影響により開催日が延期になりました。

第2回	令和3年10月29日	・【報告】保護者説明会を終えて ・移行園及び移行時期について
第3回	令和3年11月30日	・最終報告（案）について

各公立こども園の状況

施設の概要（令和3年4月現在）

園 名		建築年度 （築年数）	利用定員数 （合計）	在園児数 （合計）	定員 充足率	給食の提供	法人アンケートによる 公私連携ニーズ調査 （5段階評価）	公私連携園移行における利点と課題	
								利点	課題
都 市 部	糸満南こども園 （3～5歳施設）	H22（10年）	80人	62人	78%	ケータリング	3.2	・西崎こども園と比べ、現時点で建物の大規模改修が不必要の為、スムーズな移行が可能であり、集約後の0～5歳の公立園において、0歳児クラスの受入れが速やかに図られる。	・特に公立存続を希望する保護者・関係者の理解を得ながら進める必要がある。 ・給食の異物混入や、アレルギー対応が課題であるため、対策を講じる必要がある。
	西崎こども園 （3～5歳施設）	S57（38年）	80人	54人	68%	ケータリング	3.2	・築40年近く経ていることから、移行時期が定まれば、計画的に大規模改修が進めやすい。また、速やかに大規模改修を実施することにより、改善された環境で子ども達が過ごすことができる。 ・建物を譲渡した場合、補助事業を活用して大規模改修ができる為、市の財政負担の軽減が図れる。	・建物の老朽化に伴う大規模改修により、移行時期が遅れる恐れがある。 ・給食の異物混入や、アレルギー対応が課題であるため、対策を講じる必要がある。 ・改修時に園児の受入施設として仮園舎の建設を行うが、その設置場所の確保が必要である。
都 市 部 以 外	真壁こども園 （0～5歳施設）	H28（4年）	91人	58人	64%	自園調理	2.9	・都市部以外の園の中で築年数が一番浅い為、比較的修繕を必要としないことから、スムーズな移行が可能であり、集約後の0～5歳の公立園において、0歳児クラスの受入が速やかに図られる。	・建物の築年数が10年未満なので、譲渡した場合に補助金返還の可能性がある。 ・公立のモデル園候補として、非常に魅力がある。 ・利用児童数が減少した場合においても安定的に運営できるための仕組みが必要である。
	喜屋武こども園 （0～5歳施設）	H10（22年）	91人	48人	53%	自園調理	2.3		・現時点で、3～5歳で定員割れの状況。 ・市内法人園からのニーズが少ない。 ・利用児童数が減少した場合においても安定的に運営できるための仕組みが必要である。
	兼城こども園 （0～5歳施設）	H15（17年）	101人	71人	70%	自園調理	3.2	・法人アンケートでは、都市部以外の中で最も数値が高い。 （※ただし、この数値は現在の運営状況のみで見た場合であって、建設中の近隣園が開園すると、影響を受けることが想定される。）	・現在建設中のこども園が近接（直線550m）しており、園児の確保で競合してしまうことから、近隣園の運営が軌道に乗るまでは、公私連携園への移行は厳しいかと考える。 ・建物増築部分の築年数が10年未満なので、譲渡した場合に補助金返還の可能性がある。 ・在園児数に対して、園庭が他の公立園と比べて狭い。

意 見 書

「糸満市立認定こども園在り方計画」については、下記内容に留意して推進することを要望する。

１．市立園拠点園の再編について

本計画では、市立園を現在の６園(休園中の潮平こども園含む)から３園に再編することが掲げられている。市立園を３園に集約する点やこの３園を兼城こども園、真壁こども園、喜屋武こども園とする案については、検討委員会の中で議論がなされた上、３園への集約については了承されたが、具体的な公私連携移行園については、住民説明会及びパブリックコメントの意見等を踏まえて議論した結果、意見が分かれたところである。このため、最終的な決定においては、議論の中であげられた様々な意見（市立園の集約施設数や配置職員、移行実施時期の延伸、都市部の市立園を存続させる等）及び職員の配置計画等各種データについて今一度確認し、糸満市にとってより良い方向を追求した上で決定し推進すること。

２．公私連携園の指導監督

市立園から移行する公私連携園の運営や教育・保育の提供について、国の指針に基づき市立園が行ってきた取り組みを踏まえた教育・保育が提供されるよう協定書を交わし、定期的に市による指導監督を行っていくこと。

３．公私連携園の評価について

市立園から移行した公私連携園が、市立園を引き継いだ教育・保育施設として自己評価及び第三者評価を確実に行うとともに、これを公表し、移行園の園運営及び教育・保育の提供状況が広く市民に周知されるようにすること。また、評価により改善点がある場合、直ちに対応策を講じていくように促すこと。

なお、既存の公私連携園についても同様の評価を行い、課題を把握するとともに、今後の公私連携園の公募、協定書作成、運営等についても課題を踏まえ協議を重ね、よりよい教育・保育が提供されるように進めること。

４．地域住民や保護者への説明による理解促進

公私連携園に移行する市立園においては、移行に伴う保護者の不安を取り除くために、地域説明会や移行園別の説明会を開催し、移行後の環境等について具体的に示していき、市立園から公私連携園になることによる不安をなくすよう丁寧な対応に努めること。

5. 子どもへの負担を抑えた移行を目指す

市立園から公私連携園への移行においては、園の保育教諭等職員が一斉に入れ替わることとなり、在園児はこれまで慣れ親しんだ先生と別れて初めて接する先生になるなど、戸惑いや不安といった心理的な負担があるものと思われる。このような負担が軽減されるように、公私連携園移行時の職員との引き継ぎ期間を長く設けたり、子どもとの交流機会を積極的に設ける等の取り組みにより、ゆとりを持って円滑に移行するように進めること。

6. 市立こども園のモデル園としての役割

市内のすべての就学前児童に、同等の教育・保育内容が提供されるよう図るため、糸満市としての統一的な視点に立った基本的な教育・保育方針を固め、法人園等と共通認識のもとで取り組むこと。そのために市立園は、研修事業の充実や法人園との連携、公開保育や相互理解の場の強化充実を図り、市内教育・保育の拠点となってモデル的な取り組みを推進すること。

7. 保育教諭のゆとりある就労環境の実現

保育教諭・保育士がしっかりと充実した教育・保育を行っていくためには、今の労働環境や家庭生活への影響を改善していかなくてはなりません。そのためには、保育教諭・保育士の確保、市内で働く保育教諭・保育士の声を発信し、保育士や保育教諭を目指す方々が直接市内園を体験する機会の確保など、糸満市の教育・保育環境を整え、魅力を伝えていくよう努めること。

なお、現在の保育教諭・保育士の持ち帰り残業、休憩時間や悩み事を受ける相談先の確保、事務作業の簡素化や効率化を図り、ゆとりある就労環境の実現を目指せるよう取り組むこと。

8. 教育・保育の質の向上や確保について

糸満市の教育・保育の質の確保や取り組み状況を確認する体制として、第三者（外部委員）を含めた「糸満市幼児教育・保育評価委員会（仮称）」を設置し、市立園のみならず公私連携園、市内民間園の取り組み状況及び研修、保幼小連携事業について実施状況を共有し、評価検討の検討に努めること。

また、教育委員会と市長部局の連携を強化し、教育・保育の質の向上のための情報共有及び取り組みの共有を図り、市が一体となって子どもたちの未来のために同じ方向を見据えて質の確保を行っていくこと。